

ストップ！ 滞納

税金は皆さんが暮らしていくために重要な役割を持っており、教育・福祉・ごみ処理や道路整備などの行政サービスを行う上で欠かせない大切な財源です。

税金を滞納することは、納期限内に納付している大多数の方々との公平性を欠くこととなります。

納税相談もなく納付のない方に対して、町は滞納処分により強制的に徴収し滞納税額の減少に努めています。

税金を滞納していると、行政サービスの制限を受けることとなりますので、必ず納期限内に納付をしてください。

納期限を過ぎると...

納期限を過ぎると20日以内に督促状とともに督促手数料100円を加算した納付書が届きます。この督促状を送付した日から10日後までに税を納付しない場合は、法律に基づき滞納処分を行います。

滞納処分

滞納処分とは納税者が自主的に納付しない場合に、次の方法で強制的に徴収する法的な手続きです。

○預貯金の差し押さえ

金融機関に預貯金を確認し差し押さえを行います。

○給与の差し押さえ

勤務先に給与照会を行った上で差し押さえを行います。つまり、滞納していることが勤務先に知られることとなります。

○生命保険の差し押さえ

生命保険を強制解約し、解約返戻金を滞納税に充てます。

○不動産の差し押さえ

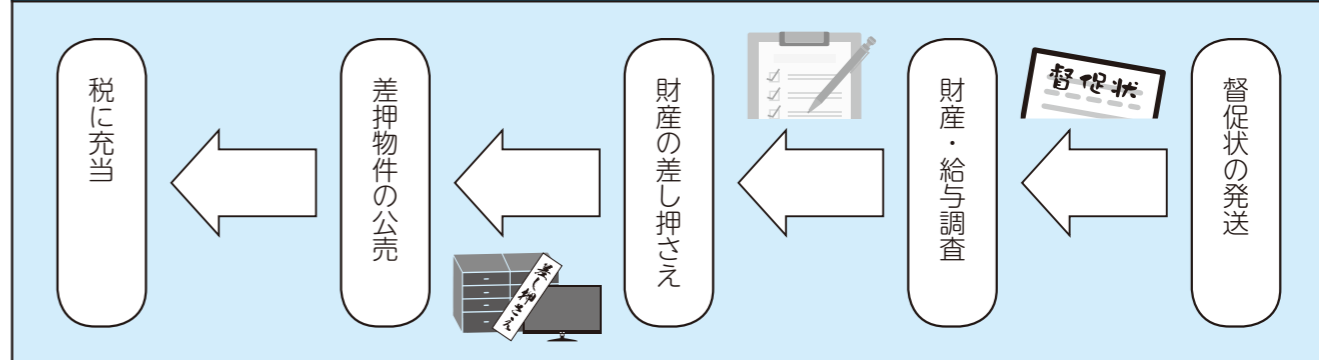
所有している土地や住宅の不動産差し押さえを行い、公売（売却）により換価（現金化）して滞納税に充てます。

○動産の差し押さえ

自宅を捜索し貴金属などの動産を差し押さえます。自動車やバイクはタイヤロックを使用して差し押さえます。差し押さえた動産は公売により換価して滞納税に充てます。



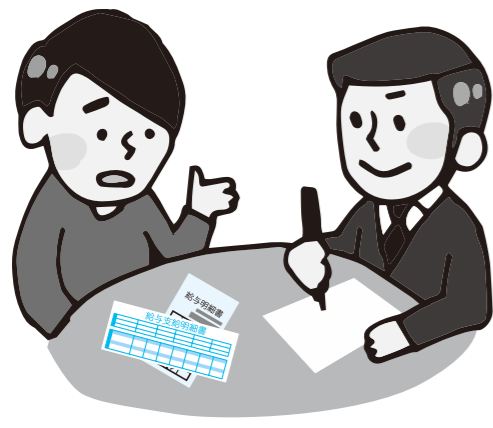
納期限内に納付がなかった場合は、次の流れにより処分されます



滞納する前に相談を

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で税金を納期限内に納付することが困難な方については、生活状況を聞いた上で、納付計画を作成します。

納期限内に納付が困難なことを示す資料（給与支給額明細書など）を用意して、納税相談にお越しください。



税の滞納 Q & A

税の滞納に関するよくある質問にお答えします。このほか、分からないことがありましたら、お問い合わせください。

Q 納期限までに納付できないとどうなるの？

A 滞納税を通知する督促状と督促手数料が加算された納付書が自宅に送付されます。

Q 町税を滞納していることは分かっているけど、他に借金があったり税金が納付できない。納税に考慮してくれるの？

A さまざまな事情があるでしょうが、「税金は全ての債務に優先する」と地方税法で定められています。住宅ローンなど個人債務と税金では、法律上税金の納入義務が優先します。支払回数や納付金額のご相談に応じますので、多額の借金がある場合は「相談ください」。

Q 町税を滞納すると何か損があるの？

A 町税を滞納すると、次のような不利益が生じます。
・得きつずカードの交付、高齢者除雪サービス、公営住宅入居などの行政サービスが受けられなくなります。
・財産調査を行いますので、勤務先や各金融機関にあなたが滞納している事実が知られるとともに、事務処理などで勤務先に迷惑がかかります。

Q 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられた。このようなことは許されるの？

A 法律では、納期限が過ぎても納付がない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっており、本人に対して事前の連絡やその同意は必要ありません。しかし、あくまでも自主納付することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いしています。

Q 勝手に個人の口座を調べたりするの？

す。それでも納付されなかった場合には、税の公平性を保つために、財産の差し押さえを行います。

A 滞納すると、町では国税徴収法に基づき、滞納者に係る全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先や金融機関などは、調査に協力しなければなりません。個人情報保護法には一切抵触しません。

Q 滞納額が少額だから差し押さえしないでしょ？

A 金額に関わらず、少額であっても財産の差し押さえを行います。

Q 毎年、ボーナスで一括納付しているからいいでしょ？

A 納期限内納付が原則ですので、督促状送付後に納付がない場合は財産の差し押さえを行います。納期限内での納付をお願いします。